

非常変災時における授業の取扱いに関する申し合わせ

1. 目的

この申し合わせは、気象警報が発令された場合及び地震等の自然災害が発生した場合に、学生の安全を確保することを目的として、授業（試験を含む）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

2. 休講措置

(1) この申し合わせで休講措置を実施する気象警報は、次のとおりとし、以下「特別警報等」とする。

- ・特別警報（暴風、大雨、暴風雪、大雪に限る）
- ・警報（暴風、暴風雪、大雪に限る）

(2) 九品寺キャンパスの場合は熊本市に、武蔵ヶ丘キャンパスの場合は熊本市または菊陽町に特別警報等が発令されている時間帯は当該キャンパスで実施される授業・試験を休講とする。なお、特別警報等が解除された場合は、以下のとおりの対応とする。

一斉休講とする授業時限の範囲	判断時刻
午前8時50分から正午までに実施される授業	午前6時20分時点
午後1時から午後4時20分までに開始される授業	午前10時30分時点

(3) 学長は、熊本市及び菊陽町に特別警報等が発令されることが予想される場合には、予防的に休講等の措置を講ずることができる。

(4) 学部長及び学科長は、授業開始後に特別警報等が発令された場合において、下校時の学生の安全面確保のためには、施設内に学生を留め置くことが適切であると判断したときは、(2)に関わらず授業を継続させることができる。この場合、当該学部長及び学科長は、速やかに学長に報告するものとする。

3. 各種公共交通機関の障害等が発生した場合の対応

熊本市内の公共交通機関の大規模な交通障害・ストライキ等が発生した場合は、その影響範囲を検討し、休講とすることがある。この場合の休講措置は、第2項(2)の取扱いを準用する。

4. 地震等の自然災害が発生した場合の対応

熊本県に地震等の大規模災害が発生した場合、学長は学部長及び学科長等と協議のうえ、休講の是非を決定する。

5. その他

上記以外の場合又は特別な事情がある場合は、学長は学部長及び学科長等と協議のうえ、休講の是非を決定する。

6. 補講の実施

この申し合わせにより休講となった授業については、補講を実施する。

7. 学外学修の場合

学外で実施する各種実習、インターンシップ等の場合は、実習先の指導者の指示に従うものとする。

8. 連絡体制

ウェブページ更新体制に基づき、各キャンパスの管轄ページ担当者は管轄ページ所属長の承認後、尚綱大学及び尚綱大学短期大学部ウェブページのニュース&トピックスに「非常変災等における休講について：○月○日午前○時現在」を掲載し、学生及び教職員に周知する。

教務課担当者は、教務システムを通じて、「非常変災等における休講について：○月○日午前○時現在」を学生に配信するとともに、学内掲示板にて周知する。